

## 原爆被爆者介護保険利用助成制度

岡山県では、被爆者健康手帳を所持されている県内の被爆者の方々に対して、福祉援護対策として、介護保険制度等による下記サービス利用について、利用者負担額を助成しています。詳しくは、岡山県福祉企画課援護班にお問い合わせください。

### 助成を受けられる人は？

岡山県内に住んでいる被爆者（岡山県知事発行の被爆者健康手帳所持者）  
 ※ 訪問介護及び訪問型サービスの利用者負担金の助成については、**原則としてその属する世帯の生計中心者が所得税非課税の場合**（生活保護受給世帯、寡婦控除みなし適用の場合を含む）に限ります。**<事前申請が必要です>**

### 助成対象事業と利用方法は？

次の場合に介護保険サービス等の利用者負担額（1割から3割）を助成します（他法又は特別対策などがある場合は、その額を引いた後の額）。

対象サービス		対象者／手続き等
訪問介護利用被爆者助成事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>訪問介護（ホームヘルプ）</li> <li>訪問型サービス</li> </ul>	<p>【対象者】 岡山県知事発行の被爆者健康手帳をお持ちの方のうち、低所得の方（<b>原則としてその属する世帯の生計中心者が所得税非課税の方</b>）</p> <p>【事業者に提示するもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>被爆者健康手帳</li> <li>訪問介護利用被爆者助成受給者証（<b>※事前手続き必要</b>）</li> </ul>
介護老人福祉施設等入所被爆者助成事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）</li> <li>地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護</li> <li>老人福祉法の規定による養護老人ホーム、特別養護老人ホームへの入所</li> </ul>	<p>【対象者】 岡山県知事発行の被爆者健康手帳をお持ちの方</p> <p>【事業者に提示するもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>被爆者健康手帳</li> </ul>
通所介護・短期入所生活介護等利用被爆者助成事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>通所介護（デイサービス）</li> <li>地域密着型通所介護</li> <li>介護予防通所介護</li> <li>通所型サービス</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>認知症対応型通所介護</li> <li>介護予防認知症対応型通所介護</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>短期入所生活介護（ショートステイ）</li> <li>介護予防短期入所生活介護</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>小規模多機能型居宅介護</li> <li>介護予防小規模多機能型居宅介護</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>定期巡回・随時対応型訪問介護看護</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>認知症対応型共同生活介護</li> <li>介護予防認知症対応型共同生活介護</li> </ul> <p>&lt;令和3年4月1日以降の利用分から適用&gt;</p>	

## 訪問介護等利用被爆者助成の事前手続きについて（低所得者に限る）

低所得（原則として属する世帯の生計中心者が所得税非課税）の方は、訪問介護及び訪問型サービスについても利用者負担額の助成を受けることができます。助成を受けるには、岡山県知事が発行した訪問介護利用被爆者助成受給者証の交付を受けることが必要です。住所地を管轄する保健所を経由して県に申請してください。

- ① 訪問介護利用被爆者助成受給資格認定申請書（県保健所窓口又は県ホームページから入手可能）
- ② 住民票（世帯全員が記載されているもの）
- ③ 世帯全員の住民税が非課税である証明書（生活保護受給の場合は生活保護受給証明）
- ④ 介護保険の要介護認定等通知書又は介護保険被保険者証のコピー

注 1) ①の申請書に、世帯状況及び市町村民税の課税状況（**非課税の場合のみ**）について市町村長から証明を受けている場合には、②及び③の書類は不要です。

注 2) 生計中心者に住民税が課税されていても、**所得税が非課税である方は**、下記のいずれかを提出してください。

- ・源泉徴収票の写し
- ・所得税確定申告書の本人控

※ 世帯の生計中心者とは、収入が一番多い人のことをさします。

## 助成要件を満たしているのに事業者利用者負担金を払ってしまった場合

被爆者健康手帳などを提示せずサービスを受けた場合等は、利用者負担金（1割から3割の自己負担分）をいったん支払わなければなりません。この場合、利用者負担金について助成金の支給申請ができません。助成金支給申請書（県保健所窓口又は県ホームページから入手可能）に、領収書及び介護サービスの内容を記載した書類等を添えて、住所地を管轄する保健所を経由して県に申請してください。

## お問い合わせ先

申請の受付窓口は、下記の岡山県が設置する保健所となります。（岡山市保健所及び倉敷市保健所では受付をしておりません。）

お住まいの市町村	管轄保健所名	電話番号	所在地
岡山市、玉野市、瀬戸内市、吉備中央町	備前保健所	086-272-3943	〒703-8278 岡山市中区古京町 1-1-17
備前市、赤磐市、和気町	備前保健所 東備支所	0869-92-5179	〒709-0492 和気郡和気町和気 487-2
倉敷市、総社市、早島町	備中保健所	086-434-7024	〒710-8530 倉敷市羽島 1083
笠岡市、井原市、浅口市、里庄町、矢掛町	備中保健所 井笠支所	0865-69-1656	〒714-8502 笠岡市六番町 2-5
高梁市	備北保健所	0866-21-2836	〒716-8585 高梁市落合町近似 286-1
新見市	備北保健所 新見支所	0867-72-5691	〒718-8550 新見市高尾 2400
真庭市、新庄村	真庭保健所	0867-44-2990	〒717-8501 真庭市勝山 591
津山市、鏡野町、久米南町、美咲町	美作保健所	0868-23-0163	〒708-0051 津山市椿高下 114
美作市、勝央町、奈義町、西粟倉村	美作保健所 勝英支所	0868-73-4054	〒707-8585 美作市入田 291-2
岡山県子ども・福祉部福祉企画課援護班 〒700-8570 岡山市北区内山下 2-4-6 086-226-7320（直通） <a href="http://www.pref.okayama.jp/page/detail-5165.html">http://www.pref.okayama.jp/page/detail-5165.html</a>			